

羽村市環境基本計画〔改訂版〕（案）

募集期間 1月10日(水)～2月13日(火)午後5時（必着）

羽村市環境基本計画は、市民で組織された市民会議の提案により平成13年3月に策定され、基本的な考え方である「川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち はむら」を実現するため、市民、事業者、市が環境目標の達成に向けてのそれぞれの取り組みをまとめたものです。市では、この計画について策定後5年を経過し、社会情勢の変化などを踏まえ、改訂版の策定に取り組んできました。このたび、市民公募委員、企業関係者、知識経験者、行政機関の関係者などで構成される「羽村市環境審議会」の意見を聞き、今後5年間の羽村市環境基本計画〔改訂版〕（案）をまとめました。皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 環境保全課環境保全係

提出先 羽村市産業環境部環境保全課

環境保全係

〒205-18601（住所記載不要）

FAK 554-2921

✉ s205000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市環境基本計画〔改訂版〕（案）概要

環境基本計画の目標

◆環境への負荷の少ない、公害のないまち

市民一人ひとりが環境の大切さを考え、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・地盤沈下など公害がなく、環境への負荷の少ないまちを目指します。

◆ごみの発生を抑制し、資源化を積極的に進め、循環型社会を目指すまち

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会構造やライフスタイルを見直すとともに、市民・事業者・市の役割を明確にし、三者が共通認識のもとに連携してごみの減量と資源化に努め、環境負荷が少なく、次世代へ繋げる循環型社会の構築を目指します。

◆多摩川を守り、緑を育て、歴史と文化を大切にすまち

市街地に残された緑や多摩川を保全し、そこに生息する多様な生物と共生し、羽村の

歴史や文化など、先人の残した遺産を保護しながら、自然と調和した緑と歴史を大切にするまちを目指します。

◆地球環境を大切にすまち

地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、動植物生態系の破壊など、地球規模で発生している問題について、改善に向けて取り組みます。

◆環境学習と情報公開を進め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協力し合って行動するまち

環境問題に対する活動が活発に行われるよう、羽村市および周辺環境情報を常時公開し、環境学習を深め、市民・事業者・市が互いに協力し、環境の保全と創造に向けた自主的な取り組みを積極的に実践します。

市では、意見公募手続きを行っています

意見公募手続きとは、市の重要な施策など（条例・計画など）を定める際に、施策などの案や資料をあらかじめ公表して、広く市民の皆さんからの意見を募集するもので、平成18年度から開始しています。

羽村市意見公募手続きについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。

現在募集している他の案件もご覧いただけます。

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/p-comment/p-comment.html>

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

みんなの力で

子どもを虐待から守ろう

「しつけ」と称して繰り返される虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を断ちません。

児童虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に大変深刻な影響を及ぼします。

子どもの人権を守り、虐待を防止していくためには、大人の立場よりも何よりも「子どもの立場を最優先」しなければなりません。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに児童相談所や子ども家庭支援センターに連絡（通告）してください。通告は子どもを守るためのものです。

通告した人が特定されないように秘密は守られます。みんなの力で子どもたちを守りましょう。

■ 連絡先 ■

羽村市子ども家庭支援センター ☎ 578-2882
立川児童相談所 ☎ 523-1321

虐待とは

▷ 身体的虐待

殴る、ける、やけどを負わせる、溺れさせるなど

▷ 性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

▷ ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど

▷ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前でDV（ドメスティック・バイオレンス）を行うなど

.....
親もつらいことがあります。子育てで悩む事もあります。そのような時はひとりで悩まず、子ども家庭支援センターや児童相談所に相談してください。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

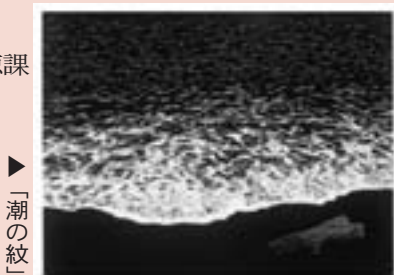
並木恒延さん
文部科学大臣賞受賞

市内在住の漆芸家 並木恒延^{つねのぶ しおもん}さんが、第38 回日展に出展した「潮の紋」で文部科学大臣賞を受賞しました。

「潮の紋」は、三浦半島の砂浜で出会った打ち寄せる静かな波を、ウズラ卵殻と金粉蒔絵で表現したものです。並木さんが常に自然の中に素直な独自の叙情性を漆の高い技術を駆使して表現してきたことや、静・動さまざまな表情を見せる並木さんの作品の中で、今回の作品はまさに静の極を示した秀作であるということで、文部科学大臣賞を受賞しました。

問合せ

広報広聴課
広報係



「潮の紋」

いじめ防止チラシ
「ストップいじめ」を配付しました

教育委員会は、市内の小・中学校の児童・生徒にいじめ防止チラシ「ストップいじめ」を配付しました。

いじめ防止のためには、早期発見と早期対応が重要です。家庭や地域社会でも子どもたちが豊かな学校生活を送れるよう、ぜひご協力ください。

また、いじめと思われる場面を見かけたら、学校や次の窓口へ相談してください。

【羽村市教育相談室】

☎ 554-1306（いじめ専用電話「子どもの悩み 110 番」）

【東京都教育相談センター】

☎ 03-3493-8008

【東京児童相談センター】

☎ 03-3202-4152

【警視庁少年相談係】

☎ 03-3580-4970

【いじめ等問題対策室】

☎ 03-5320-6888

問合せ 指導室

STOP!
いじめ

「安全でおいしいはむらの水」

羽村市の水道水は、きれいに澄んだ地下水を日本最大の膜ろ過施設で処理し、最小限の塩素消毒で「安全でおいしい水」を提供しています。

水道料金は口径 13 ミリで 1 か月 10 立方メートル使用した場合で 546 円と、全国で 2 番目に安い料金になっています（平成 18 年 4 月 1 日現在、人口 5 ～ 10 万人未満の事業体の比較）。

◆冬場は防寒対策を！◆

冬場は、凍結による給水管の破損やメーターの故障が考えられますので、保温対策をお願いします。

- 屋外の流しなどに、不要になった毛布などを巻いてください。
- メーターボックスの中に、発泡スチロールを入れるなど保温対策に努めてください。

◆こまめな漏水チェックを！◆

各家庭の敷地内で漏水が発生した場合は、自己負担で修理し、漏水分の水道料金もお支払いいただくことになっています。日ごろから漏水チェックをお願いします。

【漏水チェックの方法】

- ① すべての蛇口を閉めます。
- ② メーターを見ます。
- ③ メーターのパイロットが回っていると漏水です。

→ 指定水道工事店に修理してもらいましょう。

※ 指定水道工事店は、平成 18 年 11 月 30 日現在 123 店あります。詳しくは水道事務所に問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

パイロット



水道メーター

◆水道工事は指定水道工事店で◆

家庭や事業所などで水道工事を行う場合は、必ず羽村市指定の水道工事店で行ってください。

家の建替え時に給水装置を付け替える場合や給水器具を一部取り付ける場合なども市指定の水道工事店以外で行うことはできませんので注意してください。

※ 蛇口のコマなど消耗部品の交換などで部位によっては指定水道工事店以外でも行うことができます場合があります。不明な点は水道事務所、または指定水道工事店に相談してください。

◆24 時間、水道も電気もインターネットで一括手続きできます◆

東京電力の「引越れんらく帳」を利用すると、羽村市の水道をはじめ、東京都水道局、電気、都市ガスなどの使用開始・中止の手続きがまとめてできます。

費用は無料ですので、転入・転出に伴う住所変更の際にはぜひ利用してください。

詳しくは水道事務所ホームページをご覧ください。

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

<http://www.city.hamura.tokyo.jp/suidou/suidou.html>

表彰



統計功労者表彰

長年にわたり、各種の指定統計調査事務において調査員として尽力され、優秀な成果をおさめられたことが、他の模範として認められたものです。

■総務大臣表彰（国勢調査）

松本展子さん（調査員・栄町在住）



小町元子さん（調査員・羽西在住）



伊藤雄路さん（指導員・市職員）

■東京都知事感謝状

山田千工子さん（調査員・羽中在住）

■経済産業省感謝状

千本雄二さん（調査員・緑ヶ丘在住）
問合せ 庶務課庶務係

福祉



心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当を支給します

12月下旬に、心身障害者福祉手当・難病患者福祉手当を受給されている方の指定口座にそれぞれ振り込みます。確認してください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

特別給付金の請求受付中

■戦傷病者等の妻の皆さんへ「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」

第二十三回特別給付金（額面30万～100万の10年償還記名国債、軽症者の場合は、半額）および第十三回特別給付金（額面5万円の5年償還記名国債）の請求受付を行っています。

■戦没者等の妻の皆さんへ「戦没者等の妻に対する特別給付金」

第二十二回特別給付金（額面200万円）、第十七回特別給付金を号（額面180万円）、第十回特別給付金（額面120万円）、第四回特別給付金（額面60万円）の請求受付を行っています（10年償還の記名国債）。

■戦没者の父母等の皆さんへ「戦没者の父母等に対する特別給付金」

第二十一回特別給付金に号（額面100万円）の請求受付を行っています（10年記名国債）。

請求手続 平成21年9月30日までに社会福祉課庶務係へ

問合せ 社会福祉課庶務係／東京都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03-5320-4077

福祉有償運送業務の相談・申請受付を行っています

道路運送法の改正により、平成18年10月から、営利を目的としない法人が福祉有償運送を行う場合は、国への登録が必要です。市では福祉有償運送を行うおとする団体に対し、業務の相談や申請受付を行います。

登録が必要になるのは、営利を目的としない法人が有償で運送業務を行う場合です。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係・障害福祉課障害福祉係

子育て



ひとり親医療証が新しくなります

平成19年1月1日からひとり親家庭医療費助成制度の「ひとり親医療証」が新しくなります。新しい医療証（桃色）は12月中に送付します。

今まで使用していた医療証は子育て支援課に返却してください（郵送可）。※次のような場合は、必ず届け出てください。

- ①家族・同居人の状況（住所など）に変更があった
- ②加入している保険の内容に変更があった
- ③医療費助成対象者が施設に入所した
- ④心身障害者の医療証の交付を受けている
- ⑤届出はしていないが、事実上婚姻状態（同居など）にある

※③～⑤に該当する場合は、対象となりませんので至急届け出てください。届け出が遅れると、さかのぼって医療費を返していただくこともありますので注意してください。また、現在受給している方で、現況届をまだ提出していない方は、至急提出してください。

問合せ 子育て支援課子育て支援係